世　富　第　８　７　０　号
令　和　５　年　８　月　９　日

関係各位

山梨県観光文化・スポーツ部
世界遺産富士山課長　笠井 利昭

富士山吉田口登山道（吉田ルート）の過度の混雑時における
一時的な登山の規制の実施について

日頃から山梨県観光行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

観光産業におかれましては感染症の影響も終息を迎え、国内外の観光客急増及び環境変化のご対応にご尽力いただき感謝申しあげます。

本年は、富士山の世界文化遺産登録１０周年を迎えるとともに、新型コロナウイルス感染症の５類への移行などにより、富士山にはコロナ禍前のように多くの登山者が訪れております。

このため、登山者が増加するお盆から９月１０日の閉山日までの間、登山道の過度の混雑時において、転倒や落石などにより登山者の生命の危機が認められる場合に限り、吉田口登山道において、山梨県職員と警察官により登山の進行を円滑にする誘導を実施する場合があります。

なお、この誘導により、登山の進行を一時的に止めて頂くことがありますが、登山自体を中止させるものではありません。

つきましては、この規制について、貴団体の御理解と、関係者への周知等にご協力をお願いします。

山梨県 観光文化・スポーツ部
世界遺産富士山課　担当　雨宮 康
〒400-0031 甲府市丸の内１－６－１
Tel:055-223-1316　Fax:055-223-1438
E-mail:fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp

受付
'23.8.14
JMSCA